

奈良県告示第八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の構造計算適合性判定の業務を行わせることとした。

平成二十七年六月十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築総合試験所

大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号

二 業務区域

奈良県

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

大阪市中央区内本町二丁目四番七号

四 行わせることとした構造計算適合性判定の業務

構造計算適合性判定の全部

五 構造計算適合性判定の業務の開始の日

平成二十七年六月一日